

第471回川越市農業委員会総会議事録
(公開用)

川越市農業委員会

第 4 7 1 回 川 越 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

- 1 開催年月日 令和5年3月27日
- 2 開催場所 川越市環境プラザ研修室
- 3 開会時刻 午前 9時30分
- 4 閉会時刻 午前 10時50分
- 5 招集者氏名 農業委員会会長 石川秀夫
- 6 議長の氏名 農業委員会会長 石川秀夫
- 7 委員出席者数 17名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
1	小野澤実	出		10	石川秀夫	出	
2	若海玄平	出		11	川目是英	出	
3	竹ノ谷敏彦	出		12	時田重雄	出	
4	田中あきえ	出		13	近藤芳宏	出	
5	武藤康則	出		14	小和瀬康男	出	
6	鈴木一	出		15	渡邊憲一	出	
7	山木綾子	出		16	滝嶋嘉久	出	
8	木所清司	出		17	西川利雄	出	
9	渋谷武	出					

8 議事参与者

職	氏名	職	氏名
農地利用最適化推進委員	大澤富雄	農地利用最適化推進委員	程島延幸
農地利用最適化推進委員	筋野哲夫	農地利用最適化推進委員	小峯雅
農地利用最適化推進委員	大野豊作	農地利用最適化推進委員	利根川孝一

職	氏 名	職	氏 名
農地利用最適化推進委員	佐 藤 金 誉	農地利用最適化推進委員	新 井 計 男
農地利用最適化推進委員	細 田 和 美	農地利用最適化推進委員	田 邊 輝 夫
農地利用最適化推進委員	野 口 和 則	農地利用最適化推進委員	牛 窪 孝
農地利用最適化推進委員	永 堀 知 已	農地利用最適化推進委員	發 知 孝 雄
農地利用最適化推進委員	島 村 茂 勝	農地利用最適化推進委員	小 嶋 光 一

9 事 務 局

職	氏 名	職	氏 名
事務局長	忍 田 久 夫		
副事務局長	柿 沼 映 生		
副 主 幹	山 崎 明 美		
副 主 幹	宮 本 晃 宏		
主 査	榎 本 亮 太		

10 産 業 観 光 部 農 政 課 職 員

職	氏 名	職	氏 名
副課長	小川 覚一郎		

11 開 会

会長 石 川 秀 夫 は議長席に着き、出席委員が定足数に達していることを確認した後、令和5年3月27日第471回川越市農業委員会総会の開会を宣言する。

1 2 議事録署名委員選任の件

議長 石川秀夫 は、本件に対し、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任する。

委員 滝嶋嘉久

委員 西川利雄

委員 小野澤実

1 3 議決事項及び議事の要領

報告第 1 号

総会の所管に関する報告書について

議長は、別添報告について、事務局に説明を求めた。

事務局は「所管に関する報告書 2 月分について報告する。

農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出書については、合計 4 件、1 2 筆、6, 0 2 0 m²である。農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書については、合計 1 7 件、5 5 筆、2 0, 6 6 9. 9 3 m²である。農地改良届については、合計 3 件、5 筆、1, 4 6 1 m²である。農地法施行規則第 2 9 条第 1 項第 1 号の規定による農業用施設届出書については、合計 1 件、1 筆、1 9 9 m²である。農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知については、合計 2 件、3 筆、1, 2 4 5 m²である。相続税の納税猶予に関する 3 年毎の農業継続証明書については、合計 1 0 件、5 2 筆、7 8, 8 2 4. 1 6 m²である。農地法第 3 条の 3 の規定による届出書については、合計 4 件、9 筆、3, 1 6 5 m²である。詳細については報告書のとおりである。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、議事を進めた。

議案第 1 号

市民農園整備推進法第 7 条第 3 項の規定による

市民農園整備運営計画の変更について

議長は、別添議案を上程し、農政課に説明を求めた。

農政課は「本議案については、川越市グリーンツーリズム拠点施設である、農業ふれあいセンターの北側に位置している農園について、市民農園整備運営計画の変更について、ご審議いただくものである。市街化調整区域に市民農園を開設しようとする者は、市民農園整備運営計画を定め、市に提出し、認定を受けることとなっており、その際、農業委員会の決定を頂いた上、「認定」することとなっている。また、この手続きについては、整備運営計画の変更の認定についても、準用されることとなっている。本議案については、平成4年度に開設され、また令和元年度に拡張整備をしており、その際、農業委員会委員の皆様にご審議、決定をいただいている。

今回の整備運営計画の変更についてであるが、本農園については、開設当初より、地権者から使用貸借により権利を取得し、市が開設し、地権者の組合である鴨田体験農園組合による運営をしていたが、近年、組合員の運営参加者も減ってきており、将来的な安定的運営を見据え、このたび、使用貸借から賃借権に変更することとした。

なお、令和元年度に新たに拡張した農地については、その時から賃借権で設定している。

その他の変更点としては、利用期間その他の条件について、現状に合わせ、利用期間や区画数等を23ページに記載している。資金計画につきましては、現状の収入、支出見込みを24ページに記載している。市民農園整備計画の変更点につ

いては以上である。

なお、今回の市民農園整備運営計画の変更については、規模の拡張等はないことから、周辺の地域における営農条件および生活環境に支障を生ずるおそれがないなど、市民農園整備促進法第7条第3項各号の規定に適合すると考えられるため、ご審議のほど、お願い申し上げます。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第1号について原案どおり決定する。

議案第2号

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定

による決定について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の第2号議案は、件数15件、筆数45筆、面積32,755.31㎡について申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号1番から15番については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられる。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号11番について報告する。3月3日に会長、農地利用最適化推進委員、事務局職員、農政課職員と

共に借受人に話を聞いてきた。

借受人の法人は、障害者の雇用を長年に渡り取り組んでいる。障害を持つ人が容易に働ける労働環境を構築、提供し、地域社会に貢献したい思いで、農業に着目し、令和3年8月に設立した。

計画地では、畑を借り受け、菌床栽培でシイタケ、キクラゲを生産する計画である。幅9.2m、高さ5.5mの農業用ハウスを建築する計画である。温度、湿度を一定に保つ設備を導入し、作業の効率化を図る。また、菌床管理には定期的に床を清掃する必要があるため、床全体をコンクリートで覆う予定である。そのため、日影、排水などの基準に適合する農作物栽培高度化施設の届出を行う計画である。排水は公共下水道に接続し、雨水は敷地内で自然浸透させる計画である。人員計画は、社員2名を配置し、8名程度のアルバイトなどを雇用する計画である。出荷先は、川越市市場の仲卸業者、ネット販売などを計画している。

また、菌床シイタケ栽培システム研修を3名の社員が受講しており、仕込みから収穫までの他、出荷作業、空調設備、散水システムなどの技術を取得している。

また、地域への説明としては、土地所有者と相談のうえ、チラシ配布と説明会を実施する予定である。

なお、現況は保全管理されている状況である。

以上のことから、地元の農業委員としては問題ないと考える。慎重な審議をお願いします。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号 1 1 番について、法人設立、新規参入の経緯、事業計画の話聞いた結果、新規参入については、地元委員として問題ないと考える。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号 1 2 番について報告する。3月22日に農地利用最適化推進委員と共に譲受人に話を聞いてきた。譲受人は、現在27歳で、農業従事日数は150日以上、約396アールの農地を家族と共に耕作している農家である。農機具の所有状況はトラクター、農業用自動車であり十分対応できる設備を所有している。申請地は適切に管理されており、今後はみかんを作付けする予定である。以上のことから、地元の農業委員としては問題ないと考える。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号 1 2 番について、譲受人の経営状況は良好であり、地元の推進委員としては、申出地を管理できる農家であると考え。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号 1 3 番について報告する。3月25日に農地利用最適化推進委員と共に譲受人に話を聞いてきた。譲受人は、現在38歳で、農業従事日数は300日、約392アールの農地を家族と共に耕作している農家である。農機具の所有状況はトラクター、耕耘機、田植機農業用自動車等

であり十分対応できる設備を所有している。申請地は適切に管理されており、今後は大根、水菜、小松菜を作付けする予定である。以上のことから、地元の農業委員としては問題ないと考える。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号13番について、譲受人の経営状況は良好であり、地元の推進委員としては、申出地を管理できる農家であると考え。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号14番について報告する。3月26日に農地利用最適化推進委員と共に譲受人に話を聞いてきた。譲受人は、現在41歳で、農業従事日数は300日、約334アールの農地を家族と共に耕作している農家である。農機具の所有状況はトラクター、耕耘機、農業用自動車等であり十分対応できる設備を所有している。申請地は適切に管理されており、今後は野菜を作付けする予定である。以上のことから、地元の農業委員としては問題ないと考える。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号14番について、譲受人の経営状況は良好であり、地元の推進委員としては、申出地を管理できる農家であると考え。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号1番から1

5 番については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているため農用地利用集積計画を決定することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第 2 号について原案どおり決定する。

議案第 3 号

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の第 3 号議案は、件数 1 件、筆数 4 筆、面積 1,725 m² について意見照会があった。第 3 号議案は、埼玉県農林公社が貸付人となった農用地利用配分計画（案）についての市長からの意見照会である。議案説明資料のとおり、農用地利用配分計画（案）については、市長へ「意見なし」とすることでよろしいか、お伺いする。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画（案）については、市長へ「意見なし」とすることで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第 3 号について

原案どおり決定する。

議案第4号

農地法第3条第1項の規定による許可について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の第4号議案は、件数16件、筆数25筆、面積19,701㎡についての申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号1番から16番については、許可できない場合が規定された、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可することによろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号1番について報告する。3月18日に農地利用最適化推進委員と共に譲受人に話を聞いてきた。譲受人は、現在44歳で、農業従事日数は150日以上、約56アールの農地を家族と共に耕作している農家である。農機具の所有状況はトラクター、耕耘機、田植機、コンバイン、農業用自動車であり十分対応できる設備を所有している。申請地は適切に管理されており、今後は野菜を作付けする予定である。以上のことから、地元の農業委員としては問題ないと考える。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号1番について、譲受人の経営状況は良好であり、地元の推進委員としては、申出地を管理できる農

家であると考え。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号1番から16番については、許可できない場合が規定された農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第4号について原案どおり許可することに決定する。

議案第5号

農地法第4条第1項の規定による許可申請書に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の第5号議案は、件数2件、筆数3筆、面積489㎡についての申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号1番、2番については、それぞれ立地基準と一般基準として許可できない場合が規定された農地法第4条第6項各号に該当しないため、総合意見として県へ許可相当であるとの意見を付すことによろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号1番、2番について農地転用に関する許可基準からみた意見については、農地法第4条第6項各号に該当しないため、総合意見として許可

相当とすることとし、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第5号について総合意見として許可相当とすることに決定する。

議案第6号

農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の第6号議案は、件数19件、筆数44筆、面積28,547.12㎡についての申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号1番から19番については、それぞれ立地基準と一般基準として許可できない場合が規定された農地法第5条第2項各号に該当しないため、総合意見として県へ許可相当であるとの意見を付すことによろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号3番について報告する。3月17日、申請地にて農地利用最適化推進委員と共に譲受人に話を聞いてきた。目的はモトクロス場敷地拡張のための申請である。譲受人は昭和58年11月に設立し、モータースポーツ・レーシングスクール等の企画、開催を主な業務としている。荒川の調整池用地収用に伴い、一部コースが使用できなくなるため、コースを移転する計画である。

また、週末のイベントの際には、来場者の車が多数来るため、既存の駐車場に止めきれずに、やむを得ず道路にはみ出て駐車しており危険な状態となっているため、駐車場としても利用する計画である。

申請地は現況のまま使用し、雨水は敷地内にて自然浸透させる計画である。排水計画はない。したがって、雨水排水による周辺農地への影響はない見込みである。申請地は適切に管理されておる。以上のことから、農業委員としては問題ないと考える。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号17番について報告する。3月22日、農地利用最適化推進委員、事務局職員と共に、申請地にて代理人に話を聞いてきた。申請目的は資材置場である。譲受人は、平成元年5月に創業し、建築、土木工事を請負していることに加え、最近では、太陽光発電施設の設置工事を請負している。創業当初の主な請負は、個人住宅の設計・施工が中心であった。現在では事業拡大に成功し、大型商用施設の工事や太陽光発電施設の設置工事を請負している。首都圏全般の工事の受注に対応するため、川越市、東京都台東区、八王子市に支店を設置しています。

また、短期間の工事の場合は、直接現場へ資材を搬入し、長期間の場合は、現場付近の雑種地等を短期契約で借り受けることを基本として対応しているが、現場付近に資材規模に合う雑種地等を確保できないときは、下請け業者の資材置場

を利用することでなんとか対応している。しかし、今のやり方には限界を感じており、近年の受注増加に伴い、首都圏全般で大型商用施設や太陽光発電設置工事に対応するためには、常時利用可能な資材置場が必要と思い、申請に及んだものである。

また、申請地に置く資材は、「現場設置鉄板15枚、コンクリートブロック1200個、単管パイプ1000本、防護金網40枚、塩ビ管200本、ガードパイプ100本、砕石150m³、砂150m³、太陽光ソーラーパネル20枚、車両30台」を計画している。

また、関越自動車道と圏央道が交わる鶴ヶ島ジャンクション付近であれば、首都圏全般の工事に対応可能なことに加え、本社と各支店のちょうど中間位に位置することから、申請地を選定した。

また、通学時間帯は運転に配慮するなど、安全運転の周知を徹底するとのこと。資材の盗難等の防犯対策として、防犯カメラや夜間照明などを設置する計画である。

なお、周囲をブロックで囲み、雨水は敷地内にて自然浸透させる計画で、排水計画はない。したがって、雨水排水による周辺農地への影響はない見込みである。

現地は、保全管理されており、違反物件などはない。以上のことから、農業委員としては問題ないと考える。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号 1 番から 19 番について農地転用に関する許可基準からみた意見については、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、総合意見として許可相当とすることとし、整理番号 3 番、17 番については、「事業計画を遵守し、周辺農地及び水路に支障を与えないこと。」と条件を付すことで、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第 4 号について総合意見として許可相当とし、整理番号整理番号 3 番、17 番については条件を付すことに決定する。

議案第 7 号

川越市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改正について

議長は別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「農業委員会等に関する法律が改正され、令和 5 年 4 月 1 日に施行されることから、川越市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の一部について、法改正により指針に記載されるべきとされる事項の追加等を行うものである。と説明を行った。

議長は委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、原案どおり決定することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第 7 号について

原案どおり決定する。

議案第 8 号

川越市農業委員会の「令和 5 年度最適化活動の目標
の設定等」の決定について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は、「令和 5 年度最適化活動の目標の設定等」につ
いては、市の農業施策に係る基本構想や令和 4 年度の利用状
況調査の結果等から、令和 5 年度の最適化活動の目標の設定
等をするもので、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携
を図り、取り組んでいただく活動の目標として作成していると
説明を行った。

次に、「Ⅰ 農業委員会の状況」について説明する。これは、
農林水産省が定めた様式の中で、各項目に対して、指定され
た統計資料等に基づき作成している。「1 農業委員会の現在の
体制」は、任命年月日や農業委員数など、現在の体制を記載
している。次に、「2 農家・農地等の概要」は、「総農家数」及
び「農業経営体数」、「基幹的農業従事者数」は、2020 年
度版、農林業センサスに基づき記載している。「認定農業者等
の経営体数（経営体）」は、農政課からの資料に基づき作成し
ている。耕地面積については、耕地及び作付面積統計に基づ
き記載している。次に、「Ⅱ 最適化活動の目標」、「1 最適化活
動の成果目標」、「(1) 農地の集積」について説明する。令和
4 年度の集積結果の集計が出ていないため、令和 4 年度の目

標から変更している箇所は、3箇所となる。管内の農地面積は、過去の耕地及び作付面積統計の推移をみると、毎年10ヘクタールずつ減少していることから、管内の農地面積Aは、3,220ヘクタールから3,210ヘクタールへ、管内の農地面積Cは、3,210ヘクタールから3,200ヘクタールへ変更し、そのため、今年度末の集積率も19.95%から20%へ変更し、それ以外は、令和4年度の目標から変更をしていないと説明を行なった。

次に「(2)遊休農地の解消」の「①現状及び課題」についての、「現状」は、令和4年8月に実施した利用状況調査により判明した遊休農地の状況となっている。1号遊休農地の面積は、29.9ヘクタールで、内訳は、緑区分の遊休農地面積が16.8ヘクタール、黄区分の遊休農地面積は13.1ヘクタールとなり、課題としては、「土地持ち非農家の増加、農業者の高齢化等による担い手不足により、遊休農地が発生しているため、農地が利用されやすくなるよう、農地バンクを活用した農地の集約化等を進め、農地の受け手を幅広く確保していく必要がある。」②目標」の「ア既存遊休農地の解消」については、まず、「a緑区分の遊休農地の解消」は、令和3年度の利用状況調査により判明した緑区分の遊休農地面積8.7ヘクタールを令和4年度から令和8年度までの5年間で解消することとし、令和4年度から毎年度、当該遊休農地の面積を5分の1ずつ減少させることを目標として設定されているため、緑区分の遊休農地の解消目標面積は、1.7

4ヘクタールとなる。次に、「b黄区分の遊休農地の解消」は、令和3年度の利用状況調査により判明した黄区分の遊休農地8.64ヘクタールの解消のための工程表の策定方針を目標として設定することから、内容については「県、市、JA、農地バンク等の関係機関へ遊休農地の状況や解消方法に関する情報収集・意見交換を行い、各地域の基盤整備事業等の予定を踏まえて、令和8年度までに遊休農地解消に向けた工程表を策定する。「イ新規発生遊休農地の解消」は、活動年度の前年度の利用状況調査により新たに判明した緑区分の遊休農地について、当該活動年度にその全てを解消することを目標として設定するとなっているため、解消目標面積は、令和4年度の利用状況調査により新たに判明した緑区分の遊休農地面積13.6ヘクタールとする。

(3)新規参入の促進について、「①現状及び課題」の現状は、令和2年度の新規参入者は1経営体で、0.7ヘクタール、令和3年度はゼロで、令和4年度の新規参入者は、2経営体で、0.7ヘクタールとなっている。課題は、令和4年度の目標から軽微の変更を行い、就農希望者が安定的な農業経営をできる農地等を確保することが重要である。と「等」を加え、「②の目標」の「権利移動面積」については、令和元年度は67.3ヘクタール、2年度は60.9ヘクタール、3年度は49.2ヘクタールとなり、平均は59.1ヘクタールとなる。これは、各年度において農地法第3条許可を得たものと農地利用集積計画が決定されたものを合算した面積から

農地中間管理権が設定されたものを差し引いた実績値になる。

「新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積」については、平均の1割以上を設定することから、5.91ヘクタールとなる。

次に、「2最適化活動の活動目標」、「(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標」は、1人当たりの活動日数については、週2日以上とし、月8日を日数目標とし、最適化活動を行う農業委員の人数は、中立委員を除いた15人、農地利用最適化推進委員16人とする。「(2)活動強化月間の設定目標」は、国からの通知に基づき、毎年度、3月以上を設定することを目標とする。また、取組項目は「農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進」のいずれかを記入することになっている。本委員会では、農地パトロール実施要領に基づき、毎年8月に農地法第30条の利用状況調査を行い、9月から11月までを遊休農地の指導・解消強化期間として活動しているため、今回の活動強化月間の設定は、各委員の御負担等を考慮し、これまで活動されている9月から11月の期間に併せ、活動強化月間を設定している。9月は「農地の集積」、10月は「遊休農地の解消」、11月は「新規参入の推進」とし、内容については、記載のとおりとしている。「(3)新規参入相談会への参加目標」については、国からの通知に基づき、農業委員会は、都道府県、市町村等が実施する新規参入相談会に推進委員等が1名以上参加することを目標として設定することとなっているため、新規参入相談会への参加

回数を「1回」としている。新規参入相談会の開催予定について、埼玉県や埼玉県農業会議等から情報提供を求めるなど、関係機関と連絡を図り、新規参入相談会に参加するとの説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、原案どおりとすることで、採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第8号について、原案どおり決定する。

議案第9号

川越市農業委員会事務局事務専決規程の一部を
改正する告示を定めることについて

議長は別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は、改正の趣旨として、川越市における時間外勤務命令等に係る専決権者の見直しに伴い、「川越市農業委員会事務局事務専決規程」の一部を改正するもので、改正の内容は、2点あり、1点目は、事務局長の専決事項を定める第3条において、副事務局長以下の職員の年次休暇等及び副主幹以下の職員の時間外等の勤務命令を事務局長の専決に改めるため、文言の整理を行おうとするものである。また2点目として副事務局長の専決事項を定める第4条において、会計年度任用職員、臨時的任用職員及び任期付職員の年次有給休暇及び時間外等の勤務命令を副事務局長の専決に改めるため、文言の整理を行おうと

するものである。施行期日は、令和5年4月1日から施行しようとするものであると説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、原案どおりとすることで、採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第9号について、原案どおり決定する。

議案第10号

川越市農業委員会個人情報保護に関する法律
施行規程を定めることについて

議長は別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は、制定の内容は、個人情報保護に関する法律の改正に伴い地方公共団体の機関についても個人情報保護法が適用され、全国共通のルールの下で制度を運用することになるため、各執行機関でも個人情報保護法の施行規程を個別に制定する必要があることから、川越市農業委員会個人情報保護に関する法律施行規程を制定しようとするもので、併せて川越市農業委員会個人情報保護条例施行規程を廃止しようとするもので、施行期日は、令和5年4月1日から施行しようとするものであると説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、原案どおりとすることで、採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第10号について、原案どおり決定する。

議案第11号

川越市農業委員会会長専決規程の一部を改正する
告示を定めることについて

議長は別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は、改正の趣旨としては、個人情報の保護に関する法律の改正に伴う川越市情報公開条例の改正に合わせて、「川越市農業委員会会長専決規程」の一部を改正しようとするもので、改正の内容は、川越市農業委員会会長専決規程第2条において会長の専決事項として、川越市行政不服審査会への諮問及び川越市情報公開・個人情報保護審議会に意見を聴くことについて、号を追加しようとするもので、施行期日は、令和5年4月1日から施行しようとするものであると説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、原案どおりとすることで、採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第11号について、原案どおり決定する。

議案第12号

川越市農業委員会情報公開条例施行規程の一部を
改正する告示を定めることについて

議長は別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は、改正の趣旨としては、川越市情報公開条例の改正により条文が追加され条番号が変更になったことに対応するため、「川越市農業委員会情報公開条例施行規程」の一部を改正しようとするもので、改正の内容は、引用条項の規定を整理するため、第1条中の「第21条」を「第24条」に修正しようとするもので、施行期日は、令和5年4月1日から施行しようとするものであると説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、原案どおりとすることで、採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第12号について、原案どおり決定する。

議案第13号

川越市農業委員会個人情報の取扱いに関する
安全管理基準を定めることについて

議長は別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は制定の内容としては、個人情報の保護に関する法律の改正により、同法第66条第1項に規定される安全管理措置の整備についても各執行機関で措置することが必要となったため、川越市農業委員会個人情報の取扱いに関する安全管理基準を制定しようとするもので、施行期日は、令和5年4月1日から施行しようとするものであると説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、原案どおりとすることで、採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第13号について、原案どおり決定する。

14 閉会

議長 石川 秀夫 は議案の審議がすべて完了したため、第471回川越市農業委員会総会の閉会を宣言し、一同散会する。

15 署名

この議事録が正当であることを証明するため、下記に署名捺印をする。

令和5年4月4日

議長 石川 秀夫

委員 滝嶋 嘉久

委員 西川 利雄

委員 小野 澤実
